

条 例

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第十号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第一条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号を次のように改める。

一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改める。

第六条第二号を次のように改める。

二 精神の機能の障害によりふぐの調理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。